平成２６年（フ）第９２号
宮崎県延岡市舞野町1874番地３
債務者　佐藤　英樹
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３５９号
愛知県豊田市西岡町星ケ丘268番地４　星ケ丘アパート6212号
債務者　大竹　篤志
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　貴弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
宮崎市大字糸原308番地
債務者　川崎　明美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒原　智宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７７６号
横浜市磯子区森６丁目14番25号
債務者　河原　英信
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７７号
静岡県伊豆市冷川1524　天城高原内大見台42、住民票上の住所横浜市磯子区森６丁目14番25号
債務者　河原　和子
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７８号
横浜市南区吉野町４丁目19番地２　コスモ横浜吉野町702
債務者　河原ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星原　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１４２号
新潟県十日町市卯320番地７　由記賀屋荘１号室
債務者　武居マツエ
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
高知市竹島町154番地７
債務者　坂本　江美
1　決定年月日時　平成26年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５８号
山形県寒河江市丸内３丁目７番35号　グリーンヒルズⅡ101
債務者　横山とよ子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５９号
山形県寒河江市丸内３丁目７番35号　グリーンヒルズⅡ101
債務者　横山　京子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２３号
さいたま市北区本郷町67番地１　飯野ハイツ203
債務者　津田　浩司
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４８号
さいたま市中央区上峰３丁目８番16号　石井コーポ205号
債務者　山崎美智子（旧姓山保）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１５４号
埼玉県上尾市栄町16番25号　プレンティハイツⅡ102
債務者　鈴木　孝弥
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８６号
埼玉県草加市谷塚町592番地１　関マンション305号
債務者　保科ゆかり（旧姓貝山）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４９５号
埼玉県吉川市大字保724番地１　コーポ池田Ａ－２、旧住所埼玉県吉川市大字三輪野江1364番地２
債務者　千本　　隆
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
埼玉県大里郡寄居町大字富田2902番地13ル・コントブル一102、旧住所埼玉県東松山市大字石橋2123番地15
債務者　高橋　藍理（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１４号
山口県宇部市鍋倉町４番３－203号鍋倉市営住宅
債務者　高橋　玉枝
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所宇部支部